

追加説明資料

1. 土石流対策の進め方について p. 1
2. 溪流保全工の概要（宮川砂防事業） p. 4
3. 溪流保全工の概要（見出川砂防事業） p. 5
4. 評価調書の修正について p. 6
5. 避難所を他に設けられない理由（堂村北谷砂防事業） p. 8

1. 土石流対策の進め方について

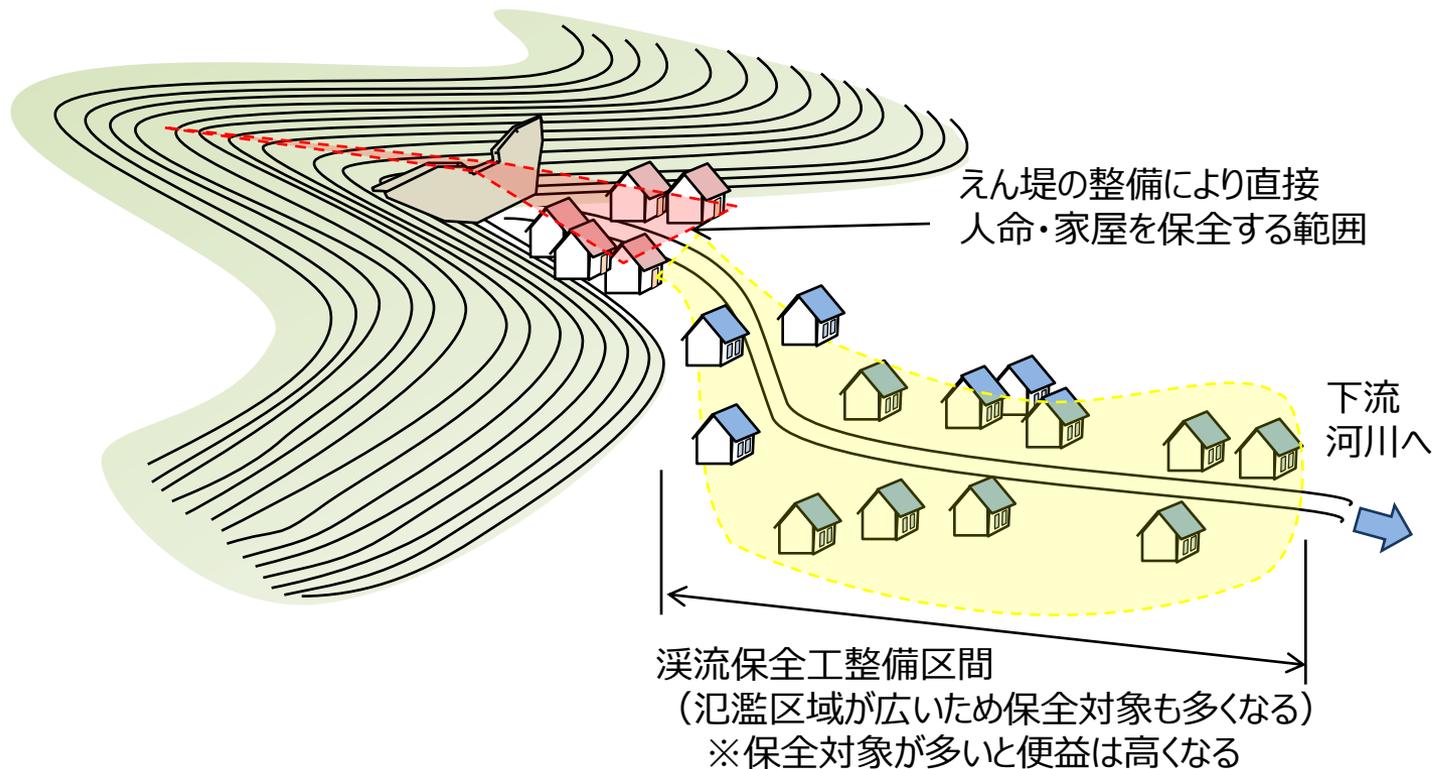
■ 対策工法の考え方について

○ 砂防えん堤工

- ・土石流を捕捉し直接人命・人家に損傷を与える範囲の被害を防止。
- ・土石流を捕捉し下流へ安定した水等を流す。

○ 渓流保全工

- ・流水等による溪岸の浸食を防止し下流への土砂流下を防止する。
- ・流下区間において流水等の越水、浸水の被害を防止する。
- ・基本的に上流砂防えん堤整備の進捗にあわせて実施することで効果を発現する。



1. 土石流対策の進め方について

〈新規事業の進め方〉

◆従前の考え方

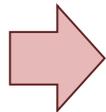
- 現地状況を踏まえ、事業採択要件に合致する箇所への砂防えん堤や溪流保全工の整備に着手。

◆平成24年度以降

土砂災害に対して、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策の現状における課題を解決するべく、平成23年度に「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会を設置。

平成24年9月に検討委員会から今後の土砂災害対策の進め方に関する提言を受けた。

※「防ぐ」施設整備については、更なる重点化を図るため、「災害発生の危険度」と「災害発生時の影響度」の視点から評価を行い、評価の高いところから優先的に整備を進めるべき。



人命や家屋の被害を直接軽減する「**砂防えん堤**」の整備を、溪流浸食・家屋の浸水被害等の軽減を図る「溪流保全」より優先的に進める。

(溪流保全工のみの新規事業は当面の間実施しない)

〈継続事業の進め方〉

◆従前の考え方

- 保全対象が無くなる等、状況に変化が無い限り完了を目指す。

◆平成24年度以降

- 次ページのフローに基づき「継続」または「休止」について判断。

- 溪流保全工は、昨年度まで「継続」または「休止」の判断について検討を行っていたが、今回、府の方針を定めた。

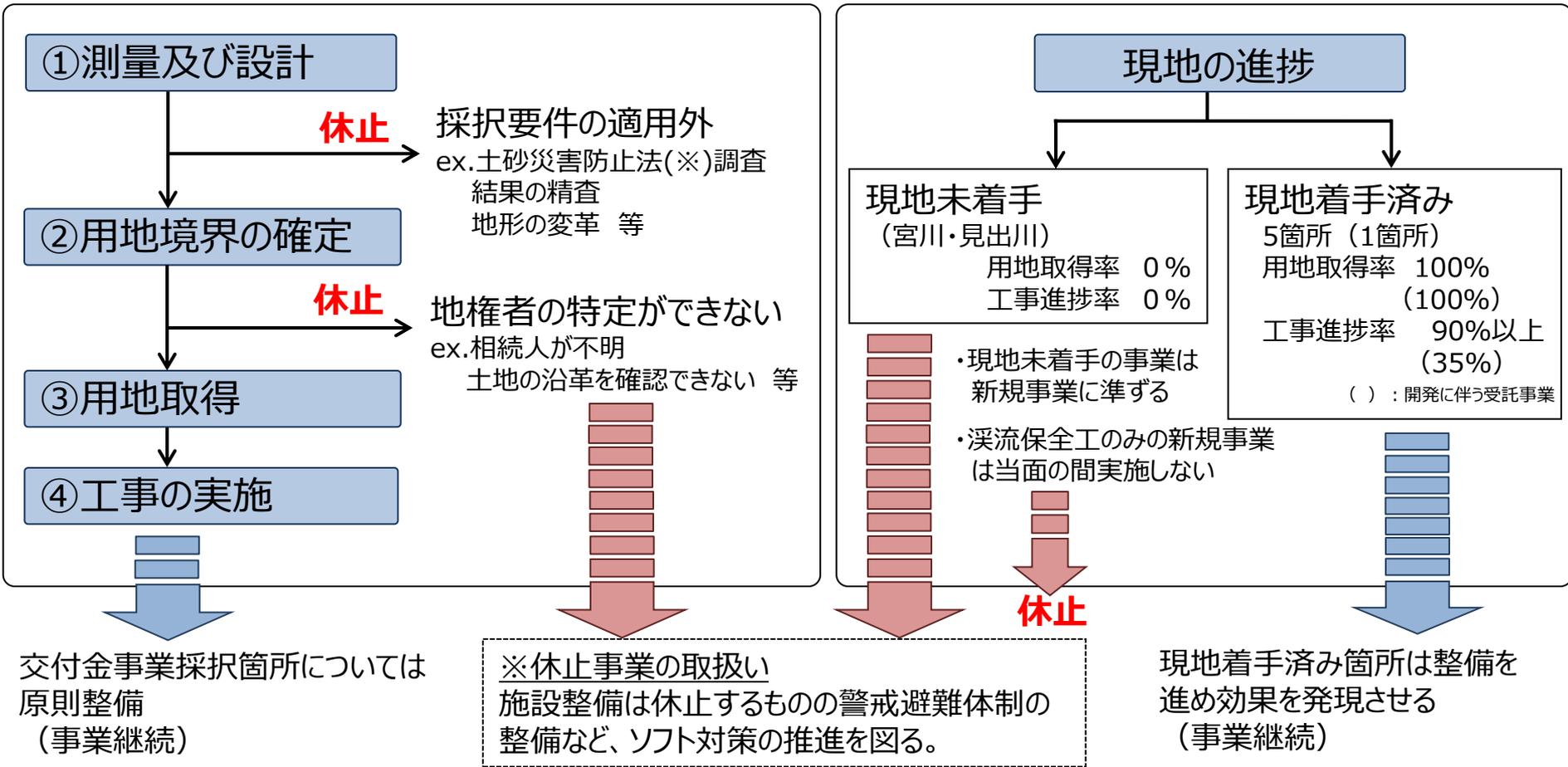
1. 土石流対策の進め方について

〈継続中の事業の継続・休止に係る判断〉

土石流対策

砂防えん堤

溪流保全



※正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

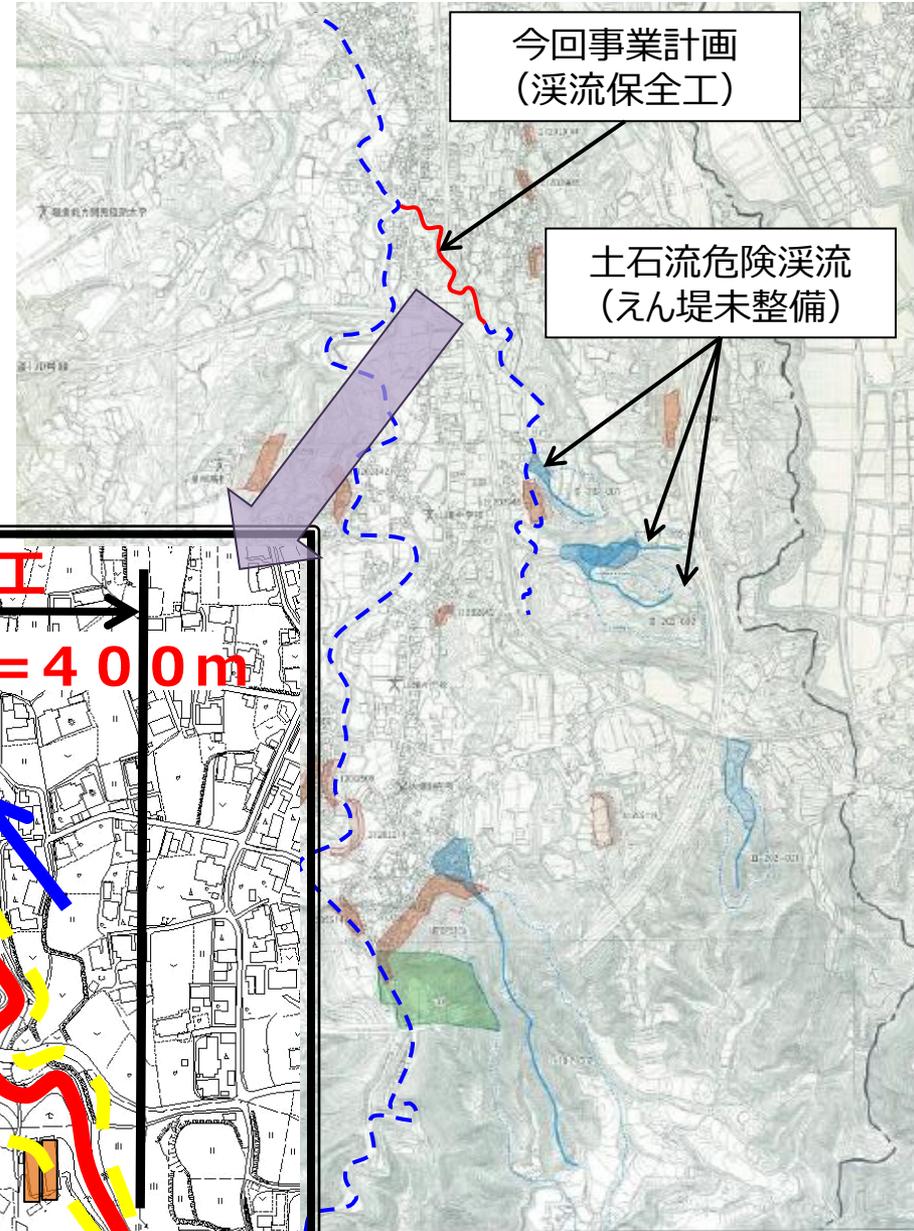
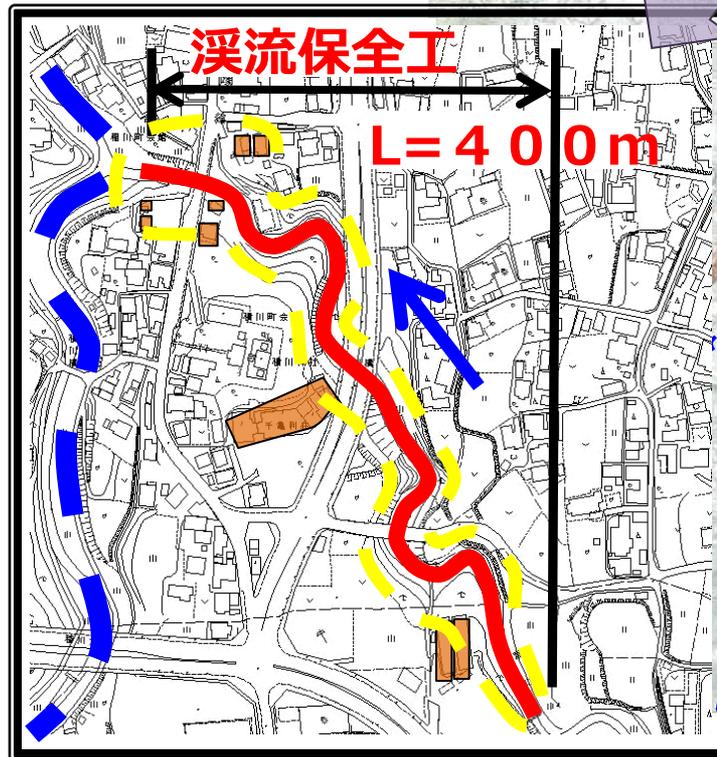
2. 溪流保全工の概要（宮川砂防事業）

■ 宮川砂防事業の概要について

○ 本事業は岸和田市積川地先約400mの土石流流下区間において、溪流保全工を実施。

○ 当該箇所は土石流の発生の恐れがある危険溪流から約0.5km離れており、土石流の直撃による人命・家屋損傷のリスクは土石流発生源直下よりも低い。

○ ただし一旦氾濫すると流域内の人命家屋に影響を与えるため、発生源対策であるえん堤の整備と併せた施設整備は必要。



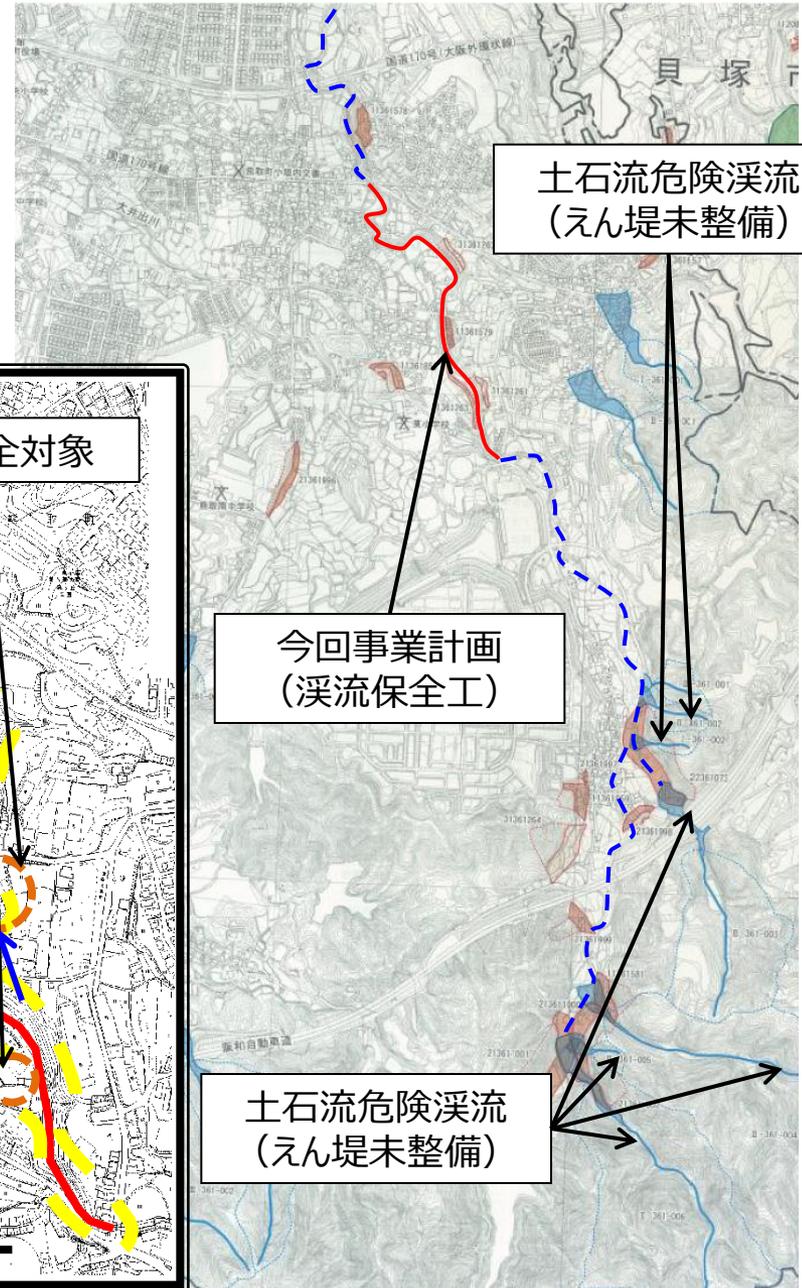
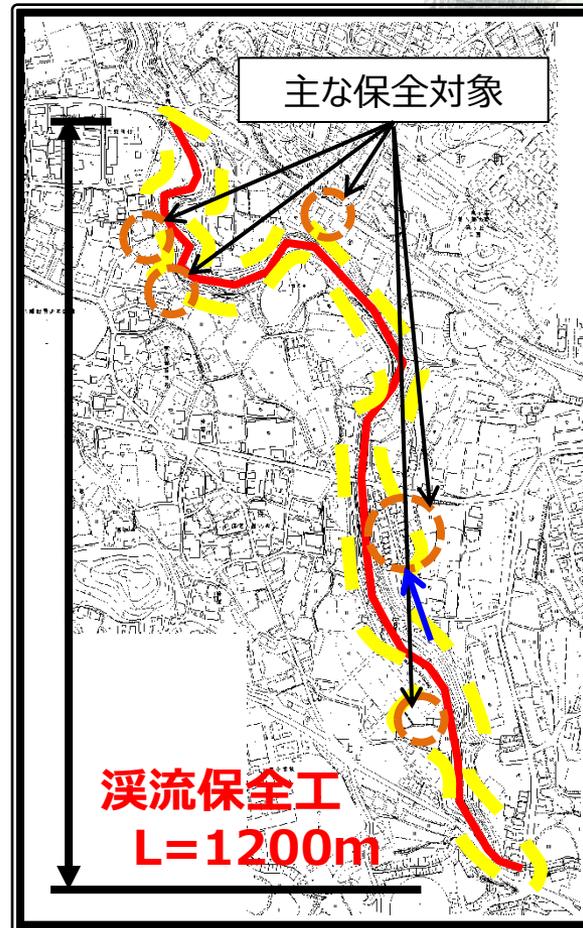
3. 溪流保全工の概要（見出川砂防事業）

■ 見出川砂防事業の概要について

○ 本事業は熊取町久保地先約1,200mの土石流流下区間において、溪流保全工を実施。

○ 当該箇所は土石流の発生の恐れがある危険溪流から約1.0km離れており、土石流の直撃による人命・家屋損傷のリスクは土石流発生源直下よりも低い。

○ ただし一旦氾濫すると流域内の人命家屋に影響を与えるため、発生源対策であるえん堤の整備と併せた施設整備は必要。



4. 評価調書の修正について

1) 事業の進捗の見込みの視点における判定（案）の修正

	事業名	事業の進捗の見込みの視点における判定（案）	
5	大津川水系 宮川	<p>(前回) 現地未着手であることから、「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会の提言に基づき、対策実施箇所の変更重点化を行った結果、当面の対策を見送る箇所となったため、事業を休止する。</p>	休止
6	見出川水系 見出川	<p>(修正案) 土石流対策については、人命や家屋の被害を直接軽減する「砂防えん堤」の整備を渓岸の浸食や家屋の浸水被害等を軽減する「溪流保全」より優先して進めることとし、溪流保全工のみの新規事業は当面の間実施しないこととしている。 本事業については、用地境界が未確定であり、現地未着手であることから、新規事業に準ずることとし事業を休止する。</p>	

4. 評価調書の修正について

2) 対応方針（原案）の修正

	事業名	判断の理由（案）	
5	大津川水系 宮川	<p>（前回） 現地未着手であることから、「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会の提言に基づき、対策実施箇所の変更重点化を行った結果、当面の対策を見送る箇所となったため、事業を休止する。</p> <p>また、事業の必要性については変化がないため、今後、着手済み箇所の完成状況を考慮し、次回以降の大阪府都市整備中期計画策定時点において本事業実施の判断を行う。</p>	休止
6	見出川水系 見出川	<p>（修正案） 土石流対策については、人命や家屋の被害を直接軽減する「砂防えん堤」の整備を渓岸の浸食や家屋の浸水被害等を軽減する「渓流保全」より優先して進めることとし、渓流保全工のみの新規事業は当面の間実施しないこととしている。</p> <p>本事業については、用地境界が未確定であり、現地未着手であることから、新規事業に準ずることとし事業を休止する。</p> <p>なお、事業の必要性については変化がないため、今後、府における土石流対策の整備状況を考慮し、今後の大阪府都市整備中期計画策定時点等において本事業実施の判断を行う。</p>	

5. 避難所を他に設けられない理由（堂村北谷砂防事業）

■ 青少年センターの概要

昭和51年 開設

平常時の利用

平成25年度実績：約8,300名（104日稼働）

避難所としての位置付け

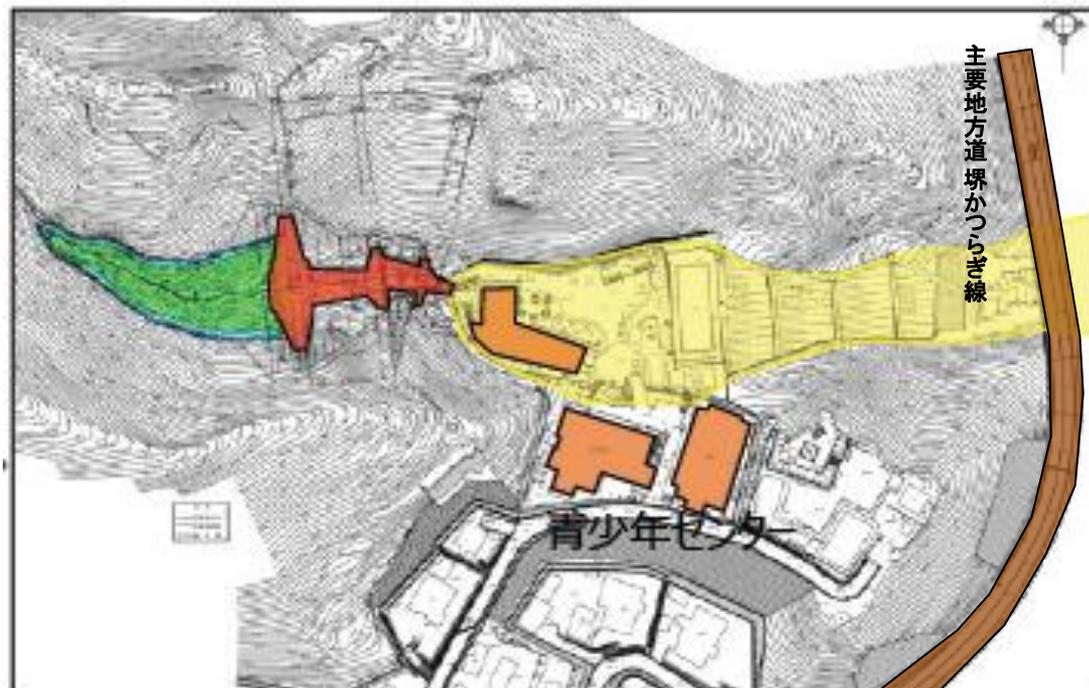
収容可能人数322名。周辺地域（高向小学校区）の避難所として開設時より指定。

〈周辺地域は全て土砂災害危険箇所であり適切な候補地が無い〉

平成26年2月改訂の地域防災計画においても代替施設の選定が不可能なことから引き続き避難所として指定。

■ 避難所を他に設けられない理由

- 周辺地域は山間地であり、避難所に適した用地の確保が困難。
- 用地を確保する場合は、山を掘削する必要があるため新たな土砂災害危険箇所が生じる。
- 周辺地域は代替公共施設が無い。



5. 避難所を他に設けられない理由（堂村北谷砂防事業）



青少年センター周辺航空写真